

TEPCO

電化プラス

令和 8 年 11 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

電 化 プ ラ ス

I 本 則

1 対象となるお客さま

この料金表〔電化プラス〕（以下「この料金表」といいます。）は、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、次のいずれかに該当し、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

- (1) 熱源を電気のみでまかない、蓄熱のために使用される小型機器（以下「蓄熱式機器」といいます。）を使用する需要で、蓄熱式機器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。
- (2) 外部から充電した電気を動力にして動く自動車（四輪車に限ります。以下「電気自動車」といいます。）用の充電設備を使用する需要であること。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この料金表を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の料金表〔電化プラス〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の料金表〔電化プラス〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの料金表を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この料金表を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更在先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならび

に当社の名称および所在地について、この料金表の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 電化プラス S

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	506円06銭
契約電流15アンペア	759円10銭
契約電流20アンペア	1,012円12銭
契約電流30アンペア	1,518円18銭
契約電流40アンペア	2,024円24銭
契約電流50アンペア	2,530円30銭
契約電流60アンペア	3,036円36銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円63銭
------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	368円64銭
-------------	---------

4 電化プラスL

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続

送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	506円06銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円63銭
------------	--------

5 電化プラスX

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さま

に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月

の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	762円69銭
---------------	---------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30円63銭
-------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	368円64銭
-------------	---------

6 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- (2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

7 そ の 他

- (1) その他の事項については、需給約款の定めを準用するものとし、この料金表は、需給約款の定めに優先して適用いたします。
- (2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔適用範囲〕）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目（適用範囲）

1 蓄熱式機器

- (1) 蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (2) 当社は、蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 電気自動車用の充電設備

- (1) 電気自動車用の充電設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で電気自動車用の充電設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (2) 当社は、電気自動車用の充電設備の機能を確認させていただきます。この場合、電気自動車用の充電設備の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和 8 年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の際現に料金表 [くらし上手] の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、この料金表実施の日以降、この料金表によります。この場合、契約期間の始期は、この料金表実施の日といたします。